

第 11 章 世界遺産

第 1 節 登録の経緯

第 1 項 世界遺産条約

昭和 21 年（1946）、第 2 次世界大戦終結の翌年、教育、科学、文化を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的として、国際連合の専門機関の一つ国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization 英語の頭文字をとり UNESCO ユネスコ）が設立された。

エジプトのナイル川上流、ヌビア地方は、アブシンベル神殿やフィラエ神殿など古代エジプトの遺跡が多数残っていることで著名であった。この地域に 19 世紀から 20 世紀にかけて、アスワン・ダムが建設され、1950 年代後半には、新たにアスワン・ハイ・ダムが建設されることになり、これらの遺跡が水没の危機を迎えた。1959 年、エジプト・スーダン両政府から支援要請を受けたユネスコは、遺跡救済キャンペーンを開始した。1980 年まで続いたこの活動では、世界 60 カ国の協力により、考古学調査や新たな保存の取り組みが行われた。最終的に水没する神殿群は、解体され、高台等の安全な湖畔に移築され、「アブシンベルからフィラエまでのヌビア遺跡群」として 1979 年に世界遺産に登録された。

これらの活動などがきっかけとなり、国際社会が結束して人類のかけがえのない遺産を保護するための仕組みとして、昭和 47 年（1972）の第 17 回ユネスコ総会に採択されたものが「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」いわゆる世界遺産条約である。日本は、平成 4 年（1992）9 月 30 日に 126 番目の締約国となった。

条約は、前文、38 条からなる本文、末文からなり、文化遺産の定義（第 1 条）、自国内の世界遺産の保護・保存・整備して将来に伝える義務を認識し、最善を尽くす（第 4 条）、他国の世界遺産の保護に協

世界遺産条約（抜粋 和文は文部科学省仮訳） 世界遺産の定義

原文	日本語訳（文部科学省仮訳）
I. DEFINITION OF THE CULTURAL AND NATURAL HERITAGE Article 1 For the purpose of this Convention, the following shall be considered as "cultural heritage": monuments: architectural works, works of monumental sculpture and painting, elements or structures of an archaeological nature, inscriptions, cave dwellings and combinations of features, which are of outstanding universal value from the point of view of history, art or science; groups of buildings: groups of separate or connected buildings which, because of their architecture, their homogeneity or their place in the landscape, are of outstanding universal value from the point of view of history, art or science; sites: works of man or the combined works of nature and man, and areas including archaeological sites which are of outstanding universal value from the historical, aesthetic, ethnological or anthropological point of view.	I. 文化遺産及び自然遺産の定義 第 1 条 この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。 記念工作物 記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的物件又は構造物、銘文、洞窟住居並びにこれらの物件の集合体で、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの 建造物群 独立した又は連続した建造物群で、その建築性、均質性又は風景内における位置から、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの 遺跡 人工の所産又は人工と自然の結合の所産及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、観賞上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

力することが国際社会全体の義務であることを認識する（第6条）、その他、基金、援助、教育事業計画などについて定められている。さらに、条約履行に関する様々な手続きは、世界遺産条約履行のための作業指針（Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention 以下「作業指針」という。）に細かく定められている。

第2項 世界遺産への登録

世界遺産に推薦しようとする場合、まず、自国資産の暫定一覧表を作成する。姫路城の場合、現在とは違い世界遺産の審査を行う世界遺産委員会が毎年12月開催、その前年10月1日までに推薦書類提出とされていたこともあり、条約締結とほぼ同時に暫定一覧表作成と世界遺産への推薦が行われた。暫定リストには、最初に推薦された姫路城、法隆寺地域の仏教建造物をはじめとして、古都京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺、琉球王国のグスク及び関連遺産群、古都鎌倉の寺院・神社ほか、彦根城の合計10件が掲載された。

暫定一覧表に記載される遺産は、条約に定義される文化遺産としての顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value の頭文字をとって OUV と呼ばれる）を有することを明らかにすることが必要である。さらに遺産を構成する各々の資産の範囲や保護の対策などの検討もなされる。この暫定リストの中から条件の整ったもの、つまり①OUV を明確に示す評価基準（文化遺産は、(i) から (vi) の6項目）の少なくとも一つに合致すること、②完全性（integrity）－遺産の範囲が適切で、すべての要素が含まれているかどうか、③真実性（authenticity）－遺産が正しく本物であるかどうか、④構成資産の法的保護、⑤緩衝地帯の設定、⑥（包括的）保存管理計画の策定などの的確な説明が求められる。これらについて、明確に説明した書類が整えられ、平成4年（1992）10月1日、推薦書が提出された。

提出された推薦書は、世界遺産委員会の事務局である世界遺産センターが確認し、専門的な見地から助言を行う諮問機関に送られる。文化遺産は、国際的な非政府組織である国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites 英語の頭文字をとり ICOMOS イコモス 本部フランス）が諮問機関となっており、現地調査を実施し、必要に応じて追加情報を要請し、厳正な検討を行い評価結果が出される。姫路城では、平成4年（1992）9月、平成5年（1993）4月と8月にイコモスの現地調査が行われた。世界遺産の本委員会前の6～7月と12月の本委員会直前に開催される世界遺産委員会ビューロー会合という議長・書記・副議長5カ国からなる会合で議案調整がなされ、議案として世界遺産委員会に提出された。

最終審議は、南米コロンビアのカルタヘナ（日本との時差－14時間）で開催された第17回世界遺産委員会で行われ、平成5年（1993）12月10日、「法隆寺地域の仏教建造物」とともに、日本で最初に世界遺産一覧表に記載される文化遺産となることが決議（Decision 17 COM IX）された。

世界遺産条約履行のための作業指針 2023. 9. 24（抜粋） 顕著な普遍的価値の評価基準

原文	日本語訳（文化庁仮訳）
II.D Criteria for the assessment of Outstanding Universal Value 77. The Committee considers a property as having Outstanding Universal Value (see paragraphs 49-53) if the property meets one or more of the following criteria. Nominated properties shall therefore: (i) represent a masterpiece of human creative genius; (ii) exhibit an important interchange of human values, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture or technology, monumental arts, town-planning or landscape design; (iii) bear a unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared; (iv) be an outstanding example of a type of building, architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage(s) in human history; (v) be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change; (vi) be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance. (The Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria); (vii) contain superlative natural phenomena or areas of exceptional natural beauty and aesthetic importance; (viii) be outstanding examples representing major stages of earth's history, including the record of life, significant on-going geological processes in the development of landforms, or significant geomorphic or physiographic features; (ix) be outstanding examples representing significant on-going ecological and biological processes in the evolution and development of terrestrial, fresh water, coastal and marine ecosystems and communities of plants and animals; (x) contain the most important and significant natural habitats for in-situ conservation of biological diversity, including those containing threatened species of Outstanding Universal Value from the point of view of science or conservation.	II.D 顕著な普遍的価値の評価基準 77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。 (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。 (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iii) 現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観（の類型・典型）を代表する顕著な見本である。 (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの） (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい） (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。 (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。 (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

第2節 資産の価値

第1項 世界遺産姫路城の概要

1. 所在国

日本国

2. 所在地域

兵庫県

3. 資産の名称（識別番号）

姫路城 Himeji-Jo 661

4. 評価基準

(i)、(iv)

5. 資産及び緩衝地帯の範囲

資産と緩衝地帯の位置及び範囲は、次頁の図に示すとおりである。

6. 資産及び緩衝地帯の面積

資産総面積 107ha

緩衝地帯総面積 143ha

合計 250ha

7. 構成資産

姫路城

8. 中心座標

経度 N 34° 49′ 60″ 緯度 E 134° 41′ 60″

9. 世界遺産一覧表への記載日

1993年（平成5）12月11日



圖：姫路城世界遺産範囲図

第2項 顕著な普遍的価値

姫路城は、これまで述べてきたとおり平成5年（1993）に評価基準（i）、（iv）により、世界遺産一覧表に記載された。その後、2005年に作業指針が改訂され、資産を世界遺産一覧表に記載するためには、顕著な普遍的価値の言明（Statement of Outstanding Universal Value SOUV）を必ず行うこととされた。2007年開催の第31回世界遺産委員会において、1978年～2006年に世界遺産一覧表に記載されたすべての世界遺産について、遡及的に顕著な普遍的価値の言明を行うことが要請された。

姫路城については、2010年から始まるアジア地域の第2期定期報告（本章第4節第4項参照）を行う中でこれに対応することとし、2012年に陳述、最終的に2013年開催の第37回世界遺産委員会で次のとおり顕著な普遍的価値の遡及的言明（Retrospective Statement of Outstanding Universal Value rSOUV）が採択された。

姫路城の顕著な普遍的価値の遡及的言明（rSOUV）

原文	日本語訳（文化庁仮訳）
Brief Synthesis Himeji-jo is the finest surviving example of early 17th-century Japanese castle architecture. It is located in Himeji City, in the Hyogo Prefecture, an area that has been an important transportation hub in West Japan since ancient times. The castle property, situated on a hill summit in the central part of the Harima Plain, covers 107 hectares and comprises eighty-two buildings. It is centred on the Tenshu-gun, a complex made up of the donjon, keeps and connecting structures that are part of a highly developed system of defence and ingenious protection devices dating from the beginning of the Shogun period. The castle functioned continuously as the centre of a feudal domain for almost three centuries, until 1868 when the Shogun fell and a new national government was created. The principal complex of these structures is a masterpiece of construction in wood, combining function with aesthetic appeal, both in its elegant appearance unified by the white plastered earthen walls – that has earned it the name Shirasagi-jo (White Heron Castle) – and in the subtlety of the relationships between the building masses and the multiple roof layers visible from almost any point in the city. Criterion (i): Himeji-jo is a masterpiece of construction in wood. It combines its effective functional role with great aesthetic appeal, both in the use of white-painted plaster and in the subtlety of the relationships between the building masses and the multiple roof layers. Criterion (iv): It represents the culmination of Japanese castle architecture in wood, and preserves all its significant features intact.	摘要 「姫路城」は、17世紀初期における日本の城郭建築の最も良好に遺存する事例である。兵庫県姫路市に位置し、古来、この地域は西日本の交通の要衝とされてきた。 播磨平野の中央部、小高い丘の上に建つ城郭資産の面積は107ha。日本の封建時代初期（17世紀初頭）以来の高度に発達した防御システム及び独創的な防御装置の一部である、大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物から成る。1868年、幕府が倒れ、新政府が発足するまで、城は約3世紀にわたり藩の中心として機能した。 それらの主な集合体は市内のほぼどこからでも見ることができ、「白鷺城」と称される白色の漆喰塗り土壁で統一された優美な外観、及び多数の建築と重なり合う屋根による繊細な構成の両者において、機能を美しさに融合させた木造建造物群の傑作である。 評価基準(i) 「姫路城」は、木造建造物群の傑作である。それは、白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成の両面において、合理的機能を卓越した美に結合させている。 評価基準(iv) 「姫路城」は、日本の木造城郭建築の最高点を表し、その重要な特徴を損傷なく保存している。

原文	日本語訳（文化庁仮訳）
Integrity The property, a single entity zone of 107 ha, is almost coincident with the overall castle grounds, which are divided into the inner walled zone and the outer walled zone. The property boundaries follow the moats around the outer walled zone, except in the southeast. In the property zone, the eighty-two buildings that include the donjon complex, ramparts, gates, and stone walls have fully retained their original composition and condition dating back to the early 17th century, although some of the buildings of Himeji-jo were lost in the process of historical change. The feudal masters of the castle kept it in good order with regular repair campaigns in the 17th, 18th, and 19th centuries. There has been some loss of buildings over time. After the national government took over the site, part of the west bailey and samurai houses were replaced by military buildings. These buildings were removed in 1945 and replaced by public buildings. In 1882, fire destroyed the castle lord's residential compounds. However, these losses can be considered minor one, and total integrity has been kept. Thus, Himeji-jo perfectly preserves the interior and exterior characteristics of a 17th century Japanese castle, and integrity is ensured in the contexts of both wholeness and intactness. Authenticity A series of conservation projects since 1934 have been carried out using techniques developed in Japan for conservation of wooden structures and in conformity with established principles of authenticity in terms of form/design, materials/substance, traditions/techniques and location/setting. The use of new materials is rigorously controlled, and all important proposals should be discussed and approved by the council. Buildings added to the site in the 19th or 20th centuries have been removed. The only modern intrusion has been the insertion of the reinforced concrete foundation raft, which was justified on the grounds that the process of deformation of the structures due to the weakness of the subsoil would inevitably lead to catastrophic collapse in a region of high seismic activity. Incompatible interventions, such as doors and windows, that occurred in earlier work, have been replaced with appropriate elements when enough information was available on the form and substance of the originals.	完全性 資産は、内郭と外郭で構成される城郭のほぼ全域と一致する 107ha の一区域内の範囲であり、南東部を除けば、外郭の城壁に沿う濠によって区画される。歴史的変遷の過程で既に失われてしまった建物もあるが、資産の範囲には、天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む 82 棟の構成要素が 17 世紀初期の配置と状態を申し分なく保っている。 歴代城主は、17 世紀、18 世紀、19 世紀のそれぞれの時期に順次修理を行い、城を維持してきた。時代の変遷の中で一部失われた建造物もある。政府が接收し、西の丸の一部や武家屋敷が軍事施設に取って代わった。その後この施設は 1945 年に撤去され、公共建築に建て替わった。1882 年には城主の居館が火災で焼失したが、損失は軽微と考えられ、全体の完全性は維持されている。 以上のように、「姫路城」は 17 世紀の日本の城郭に見られる内部及び外観の特徴を十分に保っており、全体性及び無傷性の双方の観点から完全性の条件を満たしている。 真実性 1934 年から行われている一連の保存修理は、形態・意匠・材料・材質・伝統・技術・位置・環境の真実性に関して確立した概念に従って、木造建造物修理のために日本で発展してきた技術を用いて行われてきた。新たな材料の使用は厳格に管理され、重要な提案は全て審議会で審議され承認を得ることとされている。19 世紀または 20 世紀に増築された建造物は撤去されている。 唯一の現代的材料の適用は、鉄筋コンクリート造基礎の挿入である。これは、地震活動が活発な地域においては、脆弱な地盤により主要構造の変形が進むと、急激な崩壊につながるという理由から、その正当性が裏づけられて行われたものである。不相応な扉や窓といった初期の修復事業で設置された造作については、建立当初の構造や材料について資料的に明らかなものについて適切な姿に復原した。

原文	日本語訳（文化庁仮訳）
Protection and management requirements Since the beginning of the Japanese Modern period in 1868, the national government has protected the property in close cooperation with local governments. Its eighty-two buildings and the site area of 107 ha are protected as National Treasures, Important Cultural Properties and a Special Historic Site under the 1950 Law for the Protection of Cultural Properties. Under the law, proposed alterations to the existing state of the property are restricted, and any alteration must be approved by the national government. Development pressure in the 143 hectare buffer zone is controlled by the 1987 Himeji City Urban Design Ordinance, the regulatory power of which was reinforced in 2008 under the 2004 Landscape Law. According to the 2004 Landscape Law, Himeji City also amended the 1988 Urban Design Master Plan and newly developed the Landscape Control Guideline in 2007. Himeji City must be notified of any proposed projects along streets with scenic views of Himeji-jo, and any proposed large-scale projects in the surroundings of Himeji-jo, in order to confirm that the proposed structures will fit in with the character of the historic environment. All the buildings and most of the site area are owned by the national government. Ownership of the remaining area is divided among Hyogo Prefecture, Himeji City, and private companies. Under the 1950 Law, Himeji City is appointed as the official custodial body for managing the legally protected Himeji-jo site and buildings. The city carries out its responsibilities through the Management Office for the Himeji-jo Area, and according to the 1964 City Ordinance for the Management of Himeji-jo, the 1986 Management Plan for the Himeji-jo Historic Site (final revision in 2008), and guidance by the national government. The efforts cover activities including daily maintenance, cleaning, regular inspection, traffic restriction, disaster prevention, and site arrangement and interpretation. As fire and earthquakes are the greatest risk to the property, the buildings are equipped with automatic fire alarms, security cameras, fire hydrants, and lightning arresters. All information from these facilities is monitored by the Himeji-jo Disaster Control Centre. With regard to earthquakes, Himeji City established an expert committee in 2006 to study, analyze, develop, and implement a necessary seismic strengthening scheme for the main donjon of Himeji-jo.	保護・管理に係る要件 1868年に日本の近代が幕開けた後は、政府が地方公共団体と協力して遺産の保護に当たってきた。 資産を構成する82棟の建造物及び107haの土地については、すべて文化財保護法の下で国宝・重要文化財又は特別史跡に指定され、保護されている。この法律に基づき、遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可を必要としている。 143haの緩衝地帯における開発圧力は、姫路市都市景観条例（1987年）によって規制されている。姫路市では、景観法（2004年）に基づき、この条例を向上させるための改正を2008年に行った。また、景観法の法制化に伴い2007年には1988年都市景観形成基本計画の改正及び姫路市景観ガイドラインの策定が行われた。これにより、「姫路城」を眺望できる道路沿いの全ての事業、及び、「姫路城」周辺における一定規模以上の事業については姫路市に届け出ることとされ、姫路市は提案される建築計画が資産の歴史的環境の特徴と調和していることの確認を行うこととされた。 資産を構成するすべての建造物及びその土地の大部分は、国の所有である。それ以外の土地は、兵庫県・姫路市・民間企業の所有である。姫路市は、文化財保護法に基づき、同法の下に保護されている建造物及び土地の管理団体に指定されており、姫路城管理事務所を設置するとともに、姫路城管理条例（1964年）、特別史跡姫路城保存管理計画（1986年作成、2008年最終改正）に定めた事項及び国の指導に従って、維持の措置、清掃、定期点検、交通規制、防災、敷地内の整備、案内業務等、管理の責務を果たしている。 資産を危険にさらす最大の要因が火事及び地震であることから、建造物には自動火災警報器・防犯カメラ・消火・避雷の設備が行われ、それらの全体が姫路城防災センターにおいて監視されている。地震に関しては、大天守に求められる構造補強の方法を研究・分析・開発及び実施するために、姫路市が2006年に専門委員会を設置した。

2. 顕著な普遍的価値と属性の整理

本資産の顕著な普遍的価値とその属性（attribute アトリビュート）を下表のとおり整理した。アトリビュートとは、顕著な普遍的価値を伝え、価値の理解を助ける要素を指す。建物やその形状、材料などの有形のもの、資産の物理的要素に反映された視覚的や精神的つながりなど無形の場合もある。

遺産／保全価値	属性（アトリビュート）	属性の細項目
17世紀初期における日本の城郭建築の最も良好に遺存する事例	大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物が内郭と外郭で構成される城郭のほぼ全域と一致する107haの一区域内の範囲にある	・歴史的建造物 ・石垣、土塁 ・曲輪及び曲輪と一体的な自然地形
合理的機能を卓越した美に結合させた木造建造物群の傑作である	白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成	・歴史的建造物
日本の木造城郭建築の最高点を表している	大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物	・歴史的建造物
日本の封建時代初期(17世紀初頭)以来の高度に発達した防御システム及び独創的な防御装置の一部である	大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物	・歴史的建造物 ・曲輪及び曲輪と一体的な自然地形 ・石垣、土塁
重要な特徴を損傷なく保存している	大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物	・歴史的建造物
17世紀初期の配置と状態を申し分なく保っている	天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む82棟の構成要素	・歴史的建造物 ・曲輪及び曲輪と一体的な自然地形 ・石垣、土塁
歴代城主は、17世紀、18世紀、19世紀のそれぞれの時期に順次修理を行い、城を維持	天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む82棟の構成要素	・歴史的建造物 ・曲輪及び曲輪と一体的な自然地形 ・石垣、土塁
保存修理は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の真実性に関して確立した概念に従って、木造建造物修理のために日本で発展してきた技術を用い、新たな材料の使用は厳格に管理されてきた	唯一の現代的材料の適用は、鉄筋コンクリート造基礎の挿入	・歴史的建造物 ・石垣
不相応な扉や窓といった初期の修復事業で設置された造作は、建当初の構造や材料について資料的に明らかなものについて適切な姿に復原された	天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む82棟の構成要素	・歴史的建造物
主な集合体は市内のほぼどこからでも見ることができる上欄	小高い丘の上に建つ城郭資産	・歴史的建造物 ・曲輪及び曲輪と一体的な自然地形 ・石垣 ・土塁 ・視点場（姫路城十景、城門）
古来、この地域は西日本の交通の要衝である※	播磨平野の中央部に位置	・西国街道 ・生野道 ・飾磨街道 ・室街道

※これは OUV そのものではないが、OUV に準じた価値として同様に整理する。

第3節 緩衝地帯

第1項 緩衝地帯の役割

世界遺産における緩衝地帯（buffer zone バッファゾーン）は、資産（property プロパティ）を取り囲むようにして、資産を保護するために利用や開発に一定の規制が行われることで、資産と調和のとれた景観形成を図ることが求められる地域のことである。

緩衝地帯の定義や目的などについては、作業指針に示されている。これまで作業指針は幾度となく改定が行われているが、緩衝地帯については一貫して資産保護のための利用制限について厳格化されてきている。なお、緩衝地帯における「利用の制約」は、1988年版の改定から明記されており、姫路城の世界遺産一覧表への記載当時には、申請時に設定する緩衝地帯は資産保護のために一定の規制と誘導が求められる地域と規定されている。

我が国では、文化財保護法をはじめとする文化財保護の法令において緩衝地帯の設定を求める規定はないが、世界遺産の緩衝地帯として設定した区域を、姫路市が都市計画や景観関係の法令などに基づき、一定の規制と誘導を行っている。

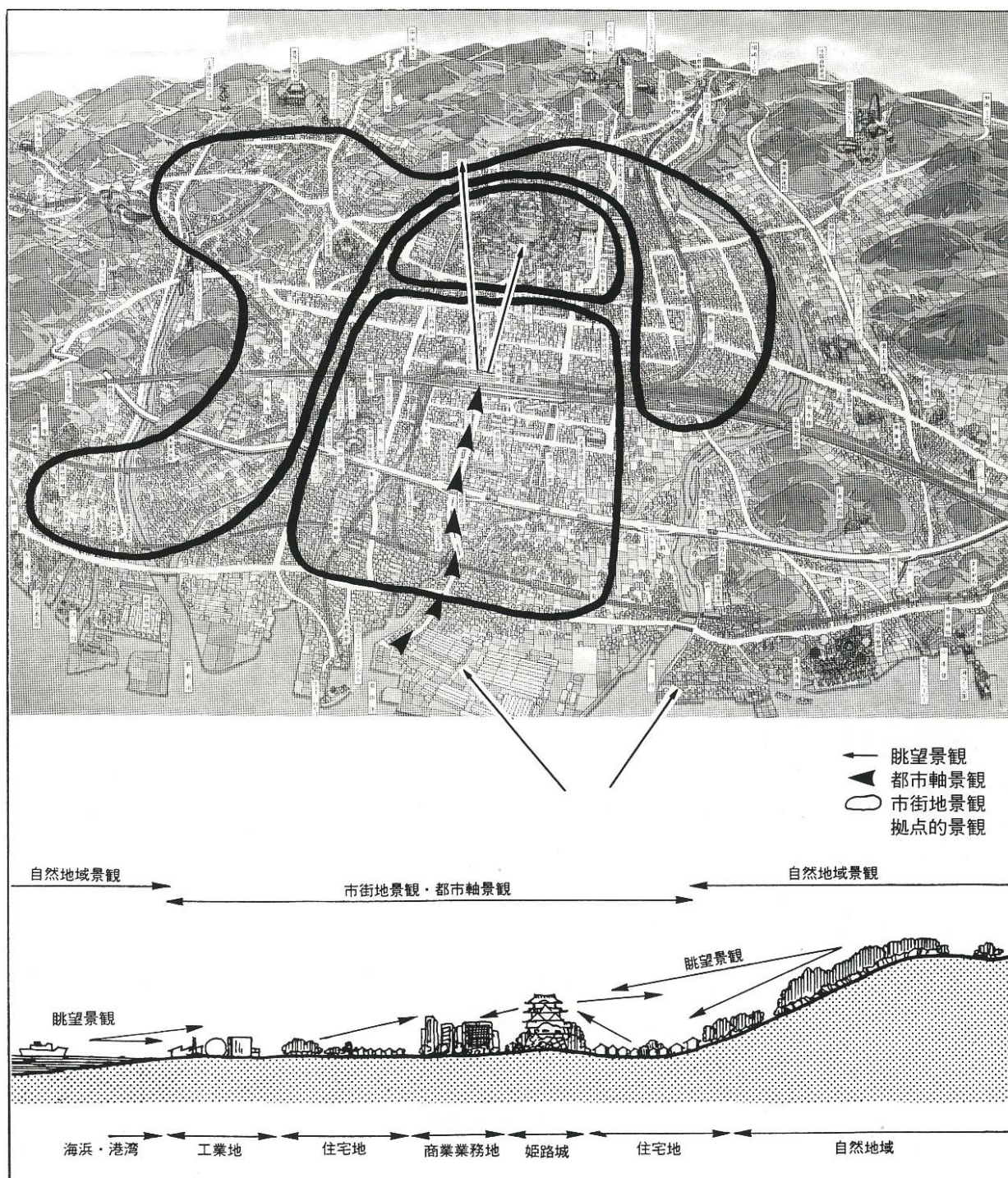
第2項 緩衝地帯設定の考え方

姫路城は、特別史跡に指定されていた107haが資産に位置付けられたが、資産保護のために一定の利用制限を受ける緩衝地帯の範囲として、外曲輪の一部及び生野道（旧但馬街道）や西国街道（旧山陽道）沿いなどを含めた143haの区域が位置づけられた。姫路城の世界遺産登録推薦に際しても、資産の明示のほか、緩衝地帯を設定する必要があった。しかし、文化財保護法はもとより、兵庫県や本市が制定する文化財保護条例においても、文化財保護の観点からの緩衝地帯を設定する規定は定めていなかった。

一方、本市では、世界遺産推薦以前から、都市計画法に基づく用途地域などによる計画的な土地利用の推進や、昭和62年（1987）制定の姫路市都市景観条例（平成26年（2014）改正）などによる景観の規制や誘導を行っていた。昭和63年には、条例に基づき「姫路市都市景観形成基本計画」を定め、条例による都市景観形成を総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方を示した。基本方針は、① 姫路城をシンボルにした都市空間の創造、② 人間性豊かな魅力ある都市空間の創造、③ 活力ある都市空間の創造の3つの基本目標を掲げることとした。この目標の達成に向け、めざすべき姫路の都市景観実現のため、都市景観を次頁のように類型化した。姫路城は、都市景観形成の核であり、全ての類型が関わってくるが、主なものとしては、眺望景観の① 姫路城景観、都市軸景観の③ 道路景観、市街地景観の⑤ 姫路城周辺景観、⑥ 歴史的町並み景観がある。

眺望景観としての姫路城の典型は、JR姫路駅から大手前通りを通しての眺望で、天守の背後には広嶺山などの丘陵が広がるものをはじめ、姫路城の近傍に位置する男山、手柄山、名古山、広嶺山などからの眺望を視点場とした姫路城十景、新幹線等の車窓からの眺望などがある。都市軸景観としては、姫路城のシンボルロードでもある大手前通りやこれに直行する東西方向の国道2号がある。市街地景観としては、計画策定時点での特別史跡指定範囲の姫路城周辺、城の西側に広がる近世西国街道沿いの龍野町などや城北の野里街道沿いの野里地区などの歴史的町並みがある。

これらを総合的に検討し、姫路城と一体となって景観形成を図るべき範囲として、姫路城の特別史跡指定範囲107ヘクタールとその周辺143ヘクタールの合計250ヘクタールを重点地区と定め、平成元年（1989）、この重点地区の積極的な景観形成を展開するため、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定した。緩衝地帯は、この範囲を準用し設定したものである。



図：都市景観のみえ方

表：類型別都市景観

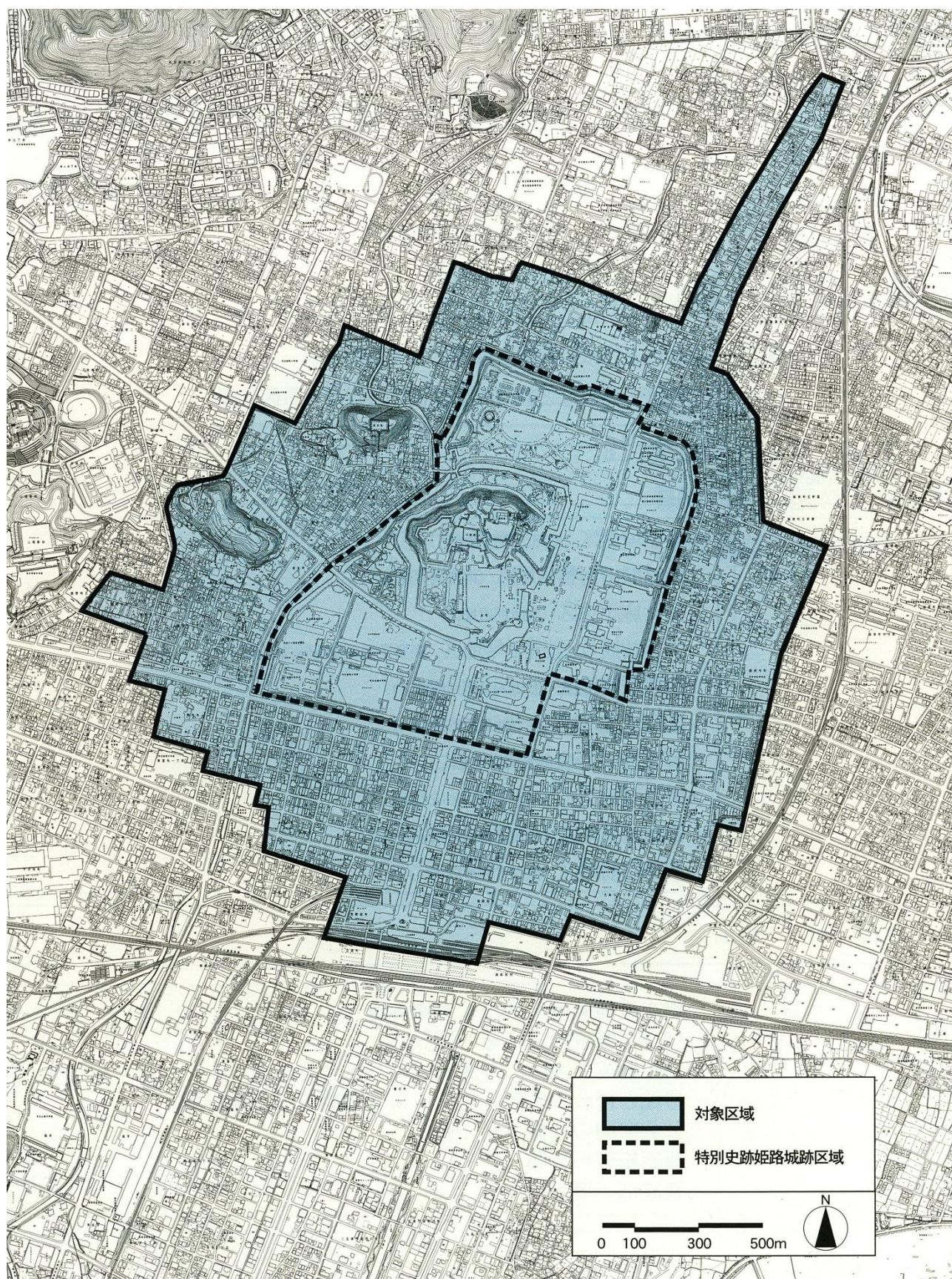
(1) 眺望景観	(2) 都市軸景観	(3) 市街地景観	(4) 拠点の景観
① 姫路城景観 ② 自然地域景観	③ 道路景観 ④ 河川景観	⑤ 姫路城周辺景観 ⑥ 歴史的町並み景観 ⑦ 住宅地景観 ⑧ 田園集落地景観 ⑨ 公園緑地景観 ⑩ 商業業務地景観 ⑪ 工業地景観 ⑫ 港湾景観	⑬ 拠点の景観

原文	日本語訳（文化庁仮訳）
II.F Protection and management <u>Buffer zones</u> 103. Wherever necessary for the proper protection of the property, an adequate buffer zone should be provided. 104. For the purposes of effective protection of the nominated property, a buffer zone is an area surrounding the nominated property which has complementary legal and/or customary restrictions placed on its use and development in order to give an added layer of protection to the property. This should include the immediate setting of the nominated property, important views and other areas or attributes that are functionally important as a support to the property and its protection. The area constituting the buffer zone should be determined in each case through appropriate mechanisms. Details on the size, characteristics and authorized uses of a buffer zone, as well as a map indicating the precise boundaries of the property and its buffer zone, should be provided in the nomination. 105. A clear explanation of how the buffer zone protects the property should also be provided. 106. Where no buffer zone is proposed, the nomination should include a statement as to why a buffer zone is not required. 107. Although buffer zones are not part of the nominated property, any modifications to or creation of buffer zones subsequent to inscription of a property on the World Heritage List should be approved by the World Heritage Committee using the procedure for a minor boundary modification (see paragraph 164 and Annex 11). The creation of buffer zones subsequent to inscription is normally considered to be a minor boundary modification.	II.F 保護と管理 <u>緩衝地帯</u> 103. 資産を適切に保護するために必要な場合は、適切に緩衝地帯を設定すること。 104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。 105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。 106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を推薦書に明示すること。 107. 通常、緩衝地帯は推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ記載された後に緩衝地帯を変更する場合若しくは緩衝地帯を新たに設置する場合は、軽微な境界の変更のための手続きに則って、世界遺産委員会の承認を得ること。記載後の緩衝地帯の新たな設置は、通常、軽微な境界の変更とみなされる。

第3項 緩衝地帯保全の方法

姫路城周辺地区景観ガイドプラン策定後、平成5年の世界遺産登録をはじめとする社会情勢の変化に対応するため、平成17年（2005）に同ガイドプランを改定し、対象地区を次頁のとおり拡大した。また、姫路市都市景観形成基本計画も平成19年に改訂している。

緩衝地帯の保全については、景観法、都市計画法、文化財保護法等及びこれらの法律に基づく条例や関連諸計画を適切に運用・実施する。緩衝地帯では、建築物等の高さや形態・意匠等に関する規制を行っている。さらに当時の環境をイメージしやすい景観の維持と創出、構成資産の内外からみた眺望を保全し、構成資産と周辺環境の調和のとれた景観形成を図っていく。景観保全の具体については、第7章第7節姫路城の景観保全に記載のとおりである。



図：姫路城周辺地区景観ガイドプラン対象区域（平成 17 年改定後）

第4節 世界遺産の保全

第1項 世界遺産保全の方針

近年、世界遺産に影響を与える可能性のある様々な行為が問題となっており、その行為が行われる場所が、世界遺産や緩衝地帯の外である場合も多い。世界遺産委員会では、世界遺産一覧表に記載された資産の範囲や緩衝地帯及びその周辺で開発行為等が計画された際、その行為が資産にどのような影響を及ぼすかについて遺産影響評価（Heritage Impact Assessment 英語の頭文字をとり HIA）の実施を求められるようになってきた。

2011 年、第 35 回ユネスコ総会において「歴史的都市景観に関する勧告（RECOMMENDATION ON THE HISTORIC URBAN LANDSCAPE）」（英語の頭文字をとり HUL）がなされ、歴史的都市景観保全のために、その背景や周辺環境を含めた全体の保全に対するアプローチが求められることが示された。同じ年、国際記念物遺跡会議（イコモス）による「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」が示され、平成 31 年（2019）には文化庁による「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」が、2022 年には、前記イコモスガイダンスの次の改定として、ユネスコ及び世界遺産委員会諮問機関（ICCROM、ICOMOS、IUCN）による「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」（原題：Guidance and Toolkit for Impact Assessments in a World Heritage context 日本語版は 2023 年文化庁仮訳）が発行された。

本資産では、世界遺産の保全に関しては、第 7 章保存管理により進めていくことを基本とするが、世界遺産姫路城に対して何らかの影響を与える可能性のある予定された行為については、その全てに対し、例え今回の計画範囲外の行為であったとしても、適切に対応していくことが求められる。その対応方法は、遺産影響評価によることを基本とする。

第2項 遺産影響評価

1. 遺産影響評価の方針

遺産影響評価は、原則として前項の予定された行為をしようとするものが実施するものとし、本資産の顕著な普遍的価値を示す属性（アトリビュート）、構成する諸要素を確実に保全するため、資産への影響を分析、予測、評価する。評価にあたっては、当該の予定された行為によって、来訪者が安心、安全、快適に資産の顕著な普遍的価値を理解できるかどうかについても考慮する。

- ① 顕著な普遍的価値を構成する諸要素及びそれと密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境の保全
- ② 資産の内外における視点場からの眺望の保全
- ③ 資産との一体的な景観の保全また、それ以外の本計画範囲及び本計画範囲外のより広範囲な周辺環境についても、世界遺産との関係性を考慮する。

なお、遺産影響評価の具体的な実施方法については、本計画策定後、速やかにマニュアル等の整備を行うものとする。

2. 遺産影響評価実施の方法

資産の顕著な普遍的価値を示す属性や諸要素の状況等に応じて、その価値への影響の有無・度合に基づき、遺産影響評価のための詳細な分析を必要とするか否かについて迅速かつ客観的に判断する。

要否の判断にあたっては、必要に応じて第 10 章で述べた専門家等による有識者会議での検討及び兵庫県、文化庁の指導・助言を得るものとする。

3. 詳細分析

資産の顕著な普遍的価値を示す属性や諸要素を整理し、対象事業等に応じて問題となる影響を特定するとともに適切で効果的に影響を把握できる分析手法により、調査を行い予測する。それらの結果に基づいて評価を行う。

詳細分析の結果による評価は、本市が設置する専門家等による有識者会議、史跡整備等の検討研究会、文化財保護審議会などが関与するとともに、兵庫県、文化庁の指導・助言を得て、客観性・透明性の確保に努める。

4. 遺産影響評価報告書

詳細分析の結果、顕著な普遍的価値への影響が許容範囲に収まらなないとされた事業は、許容範囲に入るよう調整を図る。許容範囲にあるとされた事業は、遺産影響評価報告書を作成する。報告書は、作業指針第 172 段落により、締約国からの通知の一環として世界遺産委員会へ送付できる。送付の必要性については、有識者会議等から意見・助言を得るとともに、兵庫県、文化庁とも十分に協議する。なお、資産の顕著な普遍的価値への影響がないと判断した事業であっても、その評価と経緯については、資産を保全する上で参考に資するよう適切に記録を保存する。

第 3 項 保全状態等に関する定期報告等の概要

平成 10 年（1998）の第 22 回世界遺産委員会委員会において、世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講じることが世界遺産条約の履行における世界遺産委員会の重要な役割であるとの認識に立ち、各締約国は自国に所在する世界遺産の保全状態等に関して定期的に報告を行うことが決められた。

なお、この定期報告以外にも、必要に応じて世界遺産委員会へ報告することがある。

1. 目的

- ① 条約の履行状況の評価
- ② 世界遺産の価値の維持状況の評価
- ③ 世界遺産の環境や保全状況の変化に係る最新情報の把握
- ④ 条約の履行及び世界遺産の保全における地域的協力、締約国間の情報・経験の共有のメカニズムとして機能すること

2. 報告内容

世界遺産条約第 29 条に基づき、自国がとった立法措置、行政措置や他の行動について、6 年毎に提出。細目は作業指針に定められる。

① セクション I 「締約国における世界遺産条約の適用」

自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全般に関する報告

② セクション II 「締約国における世界遺産条約の適用」

個々の世界遺産の保全状態に関する各遺産毎の報告

第4項 姫路城の保全状態等に関する定期報告

審査は、地域毎に行われ、我が国が属するアジア・太平洋地域は、第1巡目の審査が平成15年（2003）の第27回世界遺産委員会で行われ、平成6年（1994）までの登録資産が対象となった。

第2巡目の審査は、平成24年（2012）の第36回世界遺産委員会で行われた。

第3巡目の我が国の定期報告は、令和3年（2021）7月に提出された。2020年に開催予定であった第44回世界遺産委員会が新型コロナウイルス感染症拡大により延期され、翌年7月に拡大第44回世界遺産委員会がオンライン・ミーティングの形式で開催された。第45回は2022年にロシアでの開催が予定されていたが、ロシアによるウクライナ侵攻により開催地をサウジアラビアに変更し、2023年9月に開催され、姫路城を含むアジア太平洋地域の定期報告が審査された。

世界遺産委員会へ提出する報告書は、文化庁作成による「セクションⅠ 締約国における世界遺産条約の適用」と兵庫県が作成する「セクションⅡ 特定の世界遺産物件の保全状態」からなっている。項目や様式は、世界遺産委員会で採択されたものを用いることとされており、本市が調査・作成した「保全状態の測定にかかる指標」を基礎資料とし、国・県それぞれが各セクションを作成し、報告書として提出した。なお、3巡目については、オンライン入力に変更されている。

この調査の項目は、世界遺産一覧表に記載された資産の保護措置や保全状況だけでなく、緩衝地帯の利用規制、調査研究や教育・普及啓発活動、活用の状況など多岐にわたっている。この報告の中で提起された問題点については、世界遺産委員会において慎重に審査され、助言が行われる。

また、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保存状況について、世界遺産委員会事務局及び他のユネスコのセクター、委員会諮問機関が行う報告であるリアクティブモニタリングがある。急激な都市開発や武力紛争、自然災害などにより、重大で特別な危険にさらされている遺産については、国内で事例はないが、「危険にさらされている世界遺産一覧表」（以下「危機遺産一覧表」という。）に記載されることになる。

例えば、ドイツ連邦共和国の「ケルン大聖堂」や「ドレスデン・エルベ渓谷」は緩衝地帯の景観が阻害されるとして危機遺産一覧表に記載された。ケルン大聖堂は高層ビル建設計画の見直しや緩衝地帯の拡大を行うなど景観が守られたことから、2006年（平成18）に危機遺産一覧表から削除された。「ドレスデン・エルベ渓谷」はその後の世界遺産委員会の勧告、調整にも拘わらず、橋が建設されたことで景観が損なわれ、世界遺産としての顕著で普遍的な価値が失われることとなり、2009年（平成21）世界遺産から抹消された。

我が国は、文化財保護法の規定による特別史跡（世界遺産「資産」）の確実な保存と継承に加え、緩衝地帯の景観保全についても世界遺産条約に則った総合的な保全に努め、世界遺産全体として次世代に確実に伝えていかなければならない国際的な責任も負っている。さらに、世界遺産は全人類のためのもの、すなわち人類共有の資産でもあるため、姫路市民の視点に加え、国内外からの来訪者の視点に立った保全や整備が求められている。

なお、世界遺産姫路城の資産は、世界遺産に登録された範囲である当時の特別史跡指定区域である。特別史跡姫路城跡は、世界遺産登録後も複数の追加指定を受けて区域が広がっており、世界遺産としても適切な保存と継承を図っていくため、資産の範囲等について考え方等を再整理することも必要になってくると思われる。